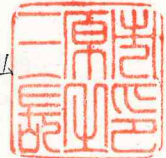


西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業C I M活用及び社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル手続きの開始について（公告）

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

令和4年4月1日

三原市長 岡田 吉弘
(都市開発課)



1 業務概要

- (1) 業務名称 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業C I M活用及び社会実験業務委託
- (2) 業務場所 三原市本町一丁目外
- (3) 業務内容 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業C I M活用及び社会実験業務委託仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- (5) 予算額 33,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の(1)又は(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業の場合

- ア 公募開始の日において、令和3・4年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建築業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外を受けていない者であること。
- エ 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- オ 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、市税等を滞納していない者であること。
- カ 平成24年4月1日以降に国及び地方公共団体等から同種業務を受託し、業務完了の

実績を有する者であること。同種業務とは次に該当するものをいう。

(ア) 交通規制を伴う社会実験業務

(イ) CIM活用業務

キ 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門）またはRC CMのいずれかの資格を有すること。

ク 共同事業体の構成員として又は他の単体企業若しくは共同事業体の協力企業として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(2) 共同事業体の場合

ア 共同事業体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。

イ 構成員の代表者は、共同事業体において中心的役割を担う履行能力を持ち、法人格を有していること。

ウ 構成員の全てが、(1)ア～オに掲げる条件をすべて満たす者であること。

エ 共同事業体が、(1)カ及びキに掲げる条件を満たす者であること。

オ 構成員が、単体企業又は他の共同事業体の構成員若しくは協力事業者として今回のプロポーザルに参加していないこと。

カ 参加表明書の提出までに共同事業体を組織し、契約締結時にその協定書を提出すること。

3 添付資料

(1) 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業 CIM 活用及び社会実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

(2) 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業 CIM 活用及び社会実験業務委託特記仕様書《共通編》

(3) 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業 CIM 活用及び社会実験編特記仕様書

(3) 提出様式（様式第1号～第8号）

4 書類提出及び問い合わせ先

三原市 都市部 都市開発課 担当：柳光,

住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号（本庁舎5階）

電話：0848-67-6113（直通） Fax：0848-64-6057

Eメール：toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp